

## 北上市告示甲第37号

北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付要綱を次のように定め、令和8年4月1日から施行する。

令和8年3月31日

北上市長 八重樫 浩 文

### 北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付要綱

#### (趣旨)

第1 この告示は、ツキノワグマによる被害防止を図るため、商工業者が実施するツキノワグマ対策設備の整備に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、北上市補助金交付規則（平成3年北上市規則第57号）及び北上市補助金交付要綱（平成3年北上市告示第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

#### (定義)

第2 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 商工業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号のいずれかに該当し、かつ、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類において大分類（A、B、P、S及びTを除く。）に分類される事業を営む者をいう。
- (2) ツキノワグマ対策設備 電気柵、フェンス、窓格子その他のツキノワグマの侵入を防止する設備及びセンサーカメラ、音響設備その他のツキノワグマの侵入を警戒する設備をいう。
- (3) 事業用地 商工業者が使用する土地であって、事業に必要な施設又はその従業員若しくは利用者が使用する駐車場の用に供するものをいう。

#### (補助対象者)

第3 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に事業所を有する商工業者であること。
- (2) 納期の到来している市税を滞納していない者であること。
- (3) 代表者及び役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員でない者であり、かつ、それらと密接な関係を有しない者であること。

(4) 北上市温泉施設ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付要綱（令和7年北上市告示甲第147号）に基づく補助金の交付を受けていない及び受ける予定がない者であること。

（補助対象経費）

第4 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、ツキノワグマの移動経路になり得る市内の事業用地において、補助対象者がツキノワグマ対策設備の整備に要する経費とする。ただし、第7の規定による補助金の交付決定の通知をした日の属する年度内に支出が完了する経費に限る。

2 前項の規定にかかわらず、国、県その他の機関から補助金等の交付を受けた場合は、補助対象経費としない。

（補助金の額等）

第5 補助金の額は、補助対象経費の2分の1の額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、100万円を限度とする。

2 補助金の交付は、同一の補助対象者につき、1回限りとする。

（補助金の交付申請）

第6 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 整備位置図
- (2) 見積書の写し
- (3) 現状の写真
- (4) 納期の到来している市税の滞納がないことを証明する書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付決定）

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

（補助金の変更申請等）

第8 第7の規定による交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業計画変更（中止・廃止）申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付決定額の増減を伴う事業計画の変更がある場合
- (2) 補助対象事業を中止し、又は廃止する場合

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認め

たときは、北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整事業計画変更（中止・廃止）承認通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第9 交付決定者は、事業が完了したときは、速やかに、北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金請求書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払いが確認できる書類
- (2) 事業完了後の整備箇所の写真
- (3) その他市長が必要と認める書類

（補助金の交付）

第10 市長は、第9の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消等）

第11 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) その他市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消したときは、既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

（事業実施期間）

第12 事業実施期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

（補則）

第13 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付申請書

北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金の交付を受けたいので、北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付要綱第6の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

1 申請者概要

資本金又は出資の総額 (法人の場合)		円
常時使用する従業員数		人
補助金の交付に係る 市内事業所の所在地		
日本産業分類における 該当する産業		

2 事業計画

事業計画額		円
交付申請額 (1,000円未満切捨)		円
事業の具体的な内容		
事業スケジュール	開始年月日：	年 月 日
	完了予定年月日：	年 月 日

3 誓約事項（□に✓を記入してください。）

- 代表者及び役員が北上市暴力団排除条例（平成27年北上市条例第28号）第2条第2号に規定する暴力団員ではないこと及びそれらと密接な関係を有しないことに、相違ありません。

4 添付書類

様式第2号（第7関係）

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金について、次のとおり交付することに決定したので、北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付要綱第7の規定により通知します。

年 月 日

北上市長



交付決定額 金 円

様式第3号（第8関係）

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地  
氏名又は名称  
及び代表者氏名

北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業  
計画変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日付け北上市指令第 号で通知があった北上中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業の内容を次のとおり変更（中止・廃止）したいので、北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付要綱第8の規定により、申請します。

記

1 変更（中止・廃止）の内容

2 変更（中止・廃止）の理由

3 変更後の事業計画額 金 円

4 変更後の交付申請額 金 円

様式第4号（第8関係）

年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名 様

北上市長

北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業  
計画変更（中止・廃止）承認通知書

年 月 日付けで承認申請のあった北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金に係る事業計画の変更（中止・廃止）については、これを適当と認めたので、北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付要綱第8第2項の規定により通知します。

年 月 日

北上市長 様

住所又は所在地

氏名又は名称

及び代表者氏名

北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金請求書

年 月 日付け北上市指令第 号で通知があった北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金について、その事業が完了したので、北上市中小企業ツキノワグマ対策設備整備事業費補助金交付要綱第9の規定により、関係書類を添えて、次のとおり請求します。

記

- 1 事業完了年月日 年 月 日
- 2 請求額 金 円
- 3 添付書類